わがまち特例一覧

対象資産･税目			取得時期	適用期間	桐生市の特例割合 (課税標準の特例措置)	根拠法令･市条例	対象となる具体的な資産の例
家庭的保育事業の用に直接供する家屋及び償却資産 ･固定資産税(家屋･償却資産) ･都市計画税(家屋)			平成29年4月1日から	期限なし	2分の1	･地方税法第349条の3第27項 ･桐生市市税条例第61条の2第1項	家庭的保育事業の認可を受けた者が直接当該事業の用に供する家屋及び償却資産
居宅訪問型保育事業の用に直接供する家屋及び償却資産 ･固定資産税(家屋･償却資産) ･都市計画税(家屋)			平成29年4月1日から	期限なし	2分の1	･地方税法第349条の3第28項 ･桐生市市税条例第61条の2第2項	居宅訪問型保育事業の認可を受けた者が直接当該事業の用に供する家屋及び償却資産
事業所内保育事業の用に直接供する家屋及び償却資産 ･固定資産税(家屋･償却資産) ･都市計画税(家屋)			平成29年4月1日から	期限なし	2分の1	･地方税法第349条の3第29項 ･桐生市市税条例第61条の2第3項	事業所内保育事業の認可を受けた者が直接当該事業の用に供する家屋及び償却資産(利用定員5人以下)
公共の危害防止用施設	汚水又は廃液処理施設 ･固定資産税(償却資産)		令和6年4月1日から令和10年3月31日まで	期限なし	2分の1	･地方税法附則第15条第2項第1号 ･桐生市市税条例附則第10条の2第1項	沈殿又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、ろ過装置等
	下水道除害施設 ･固定資産税(償却資産)		令和6年4月1日から令和10年3月31日まで	期限なし	4分の3	･地方税法附則第15条第2項第5号 ･桐生市市税条例附則第10条の2第2項	沈殿又は浮上装置、汚泥処理装置、ろ過装置、中和装置等
再生可能エネルギー発電設備	太陽光発電設備 ･固定資産税(償却資産)		令和8年4月1日から令和11年3月31日まで	3年間	2分の1	･地方税法附則第15条第24項第1号イ ･桐生市市税条例附則第10条の2第3項	太陽光発電設備（ペロブスカイト太陽光発電設備に限る）
	水力発電設備 ･固定資産税(償却資産)	出力5,000キロワット以上	令和8年4月1日から令和11年3月31日まで		4分の3	･地方税法附則第15条第24項第4号 ･桐生市市税条例附則第10条の2第10項	水力発電設備
		出力5,000キロワット未満			2分の1	･地方税法附則第15条第24項第1号ロ ･桐生市市税条例附則第10条の2第4項	
	地熱発電設備 ･固定資産税(償却資産)	出力1,000キロワット以上	令和8年4月1日から令和11年3月31日まで		2分の1	･地方税法附則第15条第24項第1号ハ ･桐生市市税条例附則第10条の2第5項	地熱発電設備
		出力1,000キロワット未満			3分の2	･地方税法附則第15条第24項第3号ロ ･桐生市市税条例附則第10条の2第9項	
	バイオマス発電設備 ･固定資産税(償却資産)	出力10,000キロワット未満	令和8年4月1日から令和11年3月31日まで		2分の1	･地方税法附則第15条第24項第1号ニ ･桐生市市税条例附則第10条の2第6項	バイオマス発電設備
	風力発電設備 ･固定資産税(償却資産)		令和8年4月1日から令和11年3月31日まで		5分の3	･地方税法附則第15条第24項第2号 ･桐生市市税条例附則第10条の2第7項	風力発電設備（海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律第二十二条第一項に規定する認定公募占用計画において設置する旨が記載されたもの）
					3分の2	･地方税法附則第15条第24項第3号イ ･桐生市市税条例附則第10条の2第8項	風力発電設備 (1)港湾区域内水域等において設置した設備 (2)温対法に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画において整備する旨が記載された設備 (3) 農山漁村再生可能エネルギー法に規定する認定設備整備計画において整備する旨が記載された設備
一体型滞在快適性等向上施設等 ･固定資産税(土地･家屋･償却資産) ･都市資産税(土地･家屋)			令和6年4月1日から令和10年3月31日まで	5年間	2分の1	･地方税法附則第15条第36項 ･桐生市市税条例附則第10条の2第11項	一体型滞在快適性等向上事業により整備した土地、家屋、及び償却資産
サービス付き高齢者向け賃貸住宅 ･固定資産税(家屋)			平成27年4月1日から令和9年3月31日まで	5年間	3分の2 (固定資産税の減額措置)	･地方税法附則第15条の8第2項 ･桐生市市税条例附則第10条の2第12項	高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者住宅である貸家住宅(契約方式が賃貸借契約に限る)
長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンション ･固定資産税(家屋)			(大規模修繕等の実施期間) 令和5年4月1日から令和9年3月31日まで	1年間	3分の1 (固定資産税の減額措置)	･地方税法附則第15条の9の3第1項 ･桐生市市税条例附則第10条の2第13項	新築後20年以上を経過した分譲マンションで、大規模の修繕等が行われたもの
改修特別特定建築物 ･固定資産税(家屋)			令和8年4月1日から令和11年3月31日まで	2年間	3分の1 (固定資産税の減額措置)	･地方税法附則第15条の11第1項 ･桐生市市税条例附則第10条の2第14項	高齢者、障害者等の家屋の利便性及び安全性の向上を目的として行なわれた修繕等